

## 審議会委員の選挙について

審議会委員の任期満了に伴い、昨年12月に委員の改選を行いました。

その結果、候補者数が選挙で決定する委員定数を超えたため、選挙は行われず、昨年12月20日をもって施行地区内の宅地の所有者11名、借地権者1名の審議会委員が決定しました。また、市長が学識経験を有する委員として3名を選任しました。

新たに決定した審議会委員は下表のとおりで、委員の任期は令和5年12月20日から令和10年12月19日までの5年間となります。

番号	氏名	種別
1	奥田盛二	宅地所有者
2	石井輝一	宅地所有者
3	奥田邦義	宅地所有者
4	山辺寛史	宅地所有者
5	芳野昇	宅地所有者
6	沖田昭治	宅地所有者
7	池上東二	学識経験者
8	原田康	宅地所有者
9	長野眞由美	学識経験者
10	奥田光由	宅地所有者
11	宮下幸子	宅地所有者
12	奥田政勝	借地権者
13	村田武	宅地所有者
14	沖田昌司	宅地所有者
15	奥田昌利	学識経験者

## あとがき

この『錦町区画整理だより』は、施行地区内の関係権利者全戸へ配布しています。今後も皆様のお役に立てるように内容の充実に努めていますので、ご意見、ご要望等がありましたら、「区画整理課・計画換地係」までご連絡下さい。

## 区画整理事業に関するお問い合わせ先

錦町土地区画整理事業  
ホームページ



土地・境界確認・選挙に関すること → 区画整理課・計画換地係 048(433)7720

建物等移転に関すること → 区画整理課・移転係 048(433)7721

道路等工事に関すること → 区画整理課・工事係 048(433)7717

発行：蕨市都市整備部区画整理課（蕨市中央5丁目14番15号） E-mail : kukaku@city.warabi.saitama.jp

# 錦町区画整理だより

## はじめに

初夏の候、皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

錦町地区では、良好な住環境を整備し、災害に強いまちづくりを推進するため、土地区画整理事業を進めています。

この事業に対し、日頃より皆様のご理解、ご協力に感謝申し上げるとともに、今後もより一層の事業推進に努めてまいります。

さて、今回の区画整理だよりでは、事業の進捗状況、今年度の事業計画に加え、昨年12月に行われた土地区画整理事業審議会委員の改選により新たに決定した委員を紹介します。

## 事業の進みぐあい

～令和6年3月31日現在～

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| ◇ 仮換地の指定状況      | 86.8%  |
| ◇ 建物の移転状況       | 70.7%  |
| 実施済戸数（全体1,535戸） | 1,085戸 |
| ◇ 宅地・道路等の整備状況   | 66.9%  |
| 整備済面積（全体85.1ha） | 56.9ha |



## 令和6年度事業計画について

### 建物移転について

今年度予定の20戸に加え、国の令和5年度補正予算を活用した継続分などの13戸を合わせた合計33戸の建物移転を予定しています。関係権利者の方には担当者が説明にお伺いしますので、よろしくお願いします。

### 道路整備等の工事について

道路の整備は、建物移転箇所を中心に街路築造工事を予定しています。

### 仮換地指定について

将来の土地の位置や形状を決定する“仮換地指定”は、今後も関係権利者の皆様と協議を進め、協議が成立したところから、仮換地の指定を行います。

## 令和6年度の建物移転予定箇所、 及び今後の事業予定について

今年度の建物移転は、○で囲まれた箇所を中心に33戸を予定しています。

太線より // 斜線側は、今後概ね5年間で建物移転の完了をめざすエリアを示しています。関係権利者の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

なお、建物の表示が無く、区画が整然となっている部分は、既に移転が完了したところです。

## 建築行為について

土地区画整理事業地区内では、事業の開始から完了までの期間内（事業が進行している間）は、土地区画整理法第76条（建築行為等の制限）の規定により、事業の施行の障害となるおそれがある行為等については制限があり、自由に建築行為等を行うことができません。

なお、制限される行為等については、下記のようなものが該当します。建築行為等の計画を検討する場合には、事前に「区画整理課・計画換地係」までご相談ください。

- ①土地の形質の変更（例えば、土の切盛による造成や私道の造成など）
- ②建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築
- ③重量が5トンを超える物件の設置若しくはたい積

## 新庁舎の案内について

市庁舎の建て替え完了に伴い、令和5年10月1日より区画整理課は新庁舎3階（中央5丁目14番15号）へ移転しています。

ご来庁の際はご注意ください。  
なお、電話番号は変更ありません。

